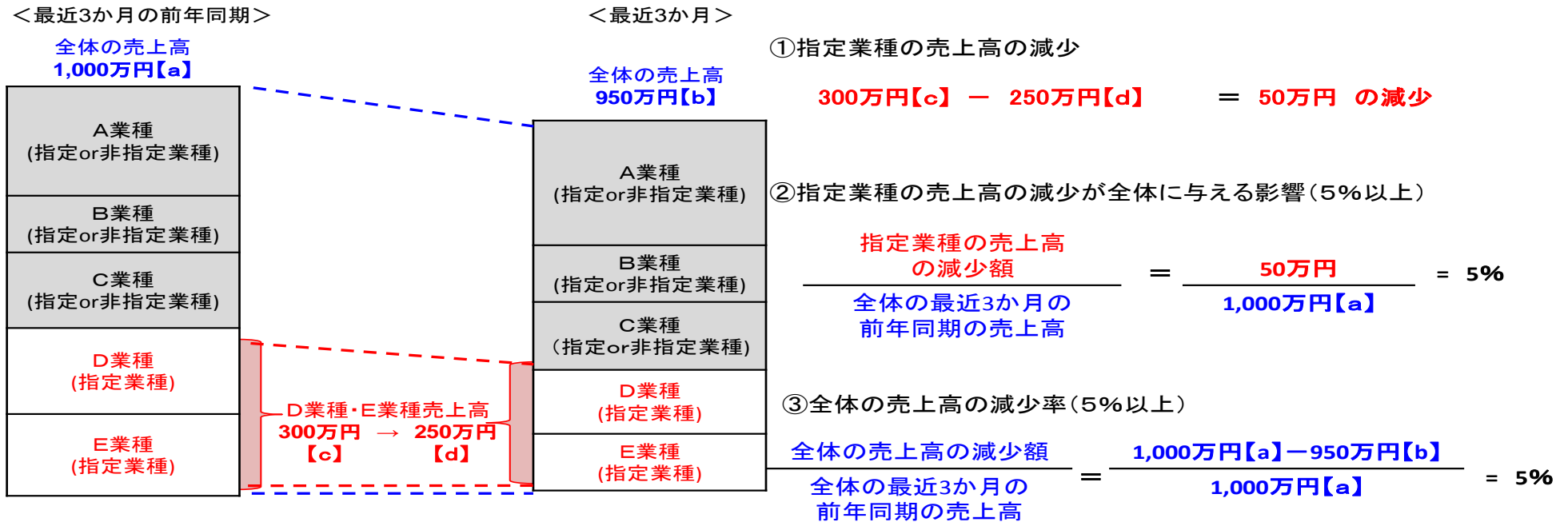


認定要件③に係る(イ)の基準の取扱い

(指定業種の売上高等の減少が企業全体の売上高等に相当程度の影響を与えていることに係る要件)

- 以下の要件のいずれも満たすこと。
 - ① 指定業種の最近3か月売上高等が前年同期比で減少等していること。
 - ② 企業全体の最近3か月の前年同期の売上高等に対する、指定業種の売上高等の減少額等の割合が5%以上であること
 - ③ 企業全体の最近3か月の売上高等が前年同期比で5%以上減少していること
- 下記ケースでは、①から③のいずれの要件も満たすため、認定の対象となる。



※1: 上記のとおり、売上高が減少している指定業種(D業種・E業種)について、売上高を業種毎に算出せずに合算値とすることも可。

※2: D業種及びE業種が指定業種であること、並びにD業種及びE業種の売上高及び企業全体の売上高の減少率等でもって要件を満たすことが確認できれば、認定申請者は、A業種、B業種及びC業種が指定業種か否かの疎明、並びに当該業種の売上高の算出は不要。